

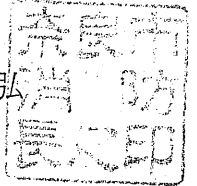


別紙様式第2号 (第3関係)

平成31年 1月18日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

回答者 奈良市消防長 藤村 正弘



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>3、救急車及びドクターカーのETC利用について</p>
回答内容	<p>3、救急車及びドクターカーのETC利用について</p> <p>奈良市消防局の緊急走行時の高速道路使用は、平成30年中は481件（救急事案1件につき複数の道路を使用する場合がある）となっています。</p> <p>救急車の緊急走行時は法律に基づき、高速道路を無料で通行できることとなっています。そこで、当局の救急車も救急搬送時に第2阪奈道路及び阪神高速道路は回数券形式の通行証が交付されており、また、西名阪自動車道（NEXCO西日本）は料金所（有人）を通行して救急搬送であることを申告しています。</p> <p>救急車15台（ドクターカーを除く、予備車を含む全車両）にETC車載器を設置していますが、通行記録からは救急搬送かそれ以外での通常利用かの判別が困難であり、ETCは利用していない状況です。</p> <p>今後、奈良県全体の課題として、奈良県消防長会で議論を行い、NEXCO西日本及び阪神高速道路株式会社との調整に向けて取り組んでまいります。</p>

(担当部局：消防局 救急課)

受理日	31年 1月18日
-----	-----------

